

平成26年度事業報告

I 概況

① 法人

平成25年8月に社会保障制度改革国民会議が社会福祉法人間の合併や権利移転が行えるよう制度改革を求めたことを受け、現在「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が厚生労働省に設置され、検討が行われている。今後、当法人にもこうした制度改革の影響が及ぶことが予想されると25年度の事業報告では伝えていたところである。実際に県社協の母子施設部会においてもこの話題が持ち上がっており、どの法人も先を見据えなければならぬと状況の把握に努めており、当法人も同様である。

② 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所対象としている。

厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば、平成24年現在、我が国の子どもの貧困率は16.3%、母子世帯の多いひとり親世帯の貧困率は54.6%に上り、経済協力開発機構（OECD）調査では平成22年時点で、ひとり親世帯の子どもの貧困率は加盟33か国中最悪となっている。子どもたちをとりまく家庭環境は児童虐待、DVなど増加の一途をたどり危機的状況にあるため、国は様々な施策（教育支援：スクールソーシャルワーカーの配置推進。高校に学力向上や進路支援の人材配置。大学進学を支える無利子奨学金制度の充実。幼児教育の無償化。生活支援：ひとり親世帯への家事援助・保育を行う家庭生活支援員の派遣。児童養護施設職員の配置基準の見直しや里親人材の発掘。親の就労支援：ひとり親世帯の子育てと就業を両立させる就業支援専門員の配置。親の学び直しや在宅就業の支援。経済的支援：母子福祉資金貸付金の父子家庭への拡大の確実実施。生活保護世帯の子どもの大学進学費用の軽減。）を打ち出しては来ているが、改善の方向へ転換が計られてきているとは言い難いのが現場の感想である。

II 基本方針及び重点項目に対する取り組み

1 基本方針

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より通知された母子生活支援施設運営指針に則り、定款第4条の公益目的を達成できるよう、以下の基本方針に基づき、次のような取り組みを実施した。

① 基本的人権の尊重及び法令の遵守

利用者の基本的人権を尊重し、精神的・経済的・社会的に自立できるよう支援を行った。支援サービスの提供に当たっては、母親と子どもの人格を尊重するとともに、児童福祉法を始めとした関係法令を遵守するよう心がけた。

② 利用者の安心・安全の確保

入所してくる母親や子どもは、夫などの暴力や虐待、貧困といった困難を伴う生活による過度の緊張

やストレスによって、よりよく生きていこうとする気持ちや力が損なわれている。にじが丘荘では、安心して住めるよう、自分が否定されない・排除されない心地よい場所を提供するよう努めた。また、安全確保のため職員による宿直体制に加えて、平成24年度より防犯カメラの設置・警備契約を実施している。

③ 生活の立て直しのための支援の提供

生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を尊重しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を提供した。

④ 児童が心身とも健やかに育つよう子育て支援の提供

育児経験の未熟な母親や精神症状を呈する母親への助言・指導、子どもの補完保育などを通して子育て支援を行った。子どもが心身ともに健やかに育つよう、生活面や学習・行事等を通して、子どもの健全育成に努め、併せて必要なケースについて母子関係の調整を図った。

⑤ 暴力や虐待を受けた母子の心のケア

暴力や虐待、貧困といった困難な問題に長時間さらされた母親や子どもは、大きな心的外傷を負っている。専門的ケアを必要とする利用者には、本人の意向を尊重しながら精神科受診につなげたり、検討の結果、カウンセリングの必要性があると判断されたケースについてはカウンセリングに結びつけた。

⑥ 地域との緊密な関係づくり

地域に根付いていくため、町内会、子ども会に加入し、各種行事に参加した。また、会費負担するとともに、役職も引き受けるなど地域の一員としての役割を果たすよう努めた。

更に、にじが丘荘として、母子生活支援施設の機能を活かした地域貢献で何ができるか、検討を進め「ひとり親家庭リフレッシュ保育事業・・・千種区、名東区内在住のひとり親世帯の母や父が、日々の子育てからほんの一時でも解放されることでリフレッシュしていただき、新たな子育てへの日々に頑張れるようにサポートしていきたいの思いを込めた支援事業。」を皆様にお諮りできるよう企画・準備段階に入った。

⑦ 関係機関との連携

入退所時の福祉事務所との連携はもとより、児童相談所等福祉、あるいは医療、行政、教育等を始め様々な関係機関との情報交換等連携に努めた。

⑧ 職員の専門性と資質の向上

利用者のさまざまな課題を正確に捉え、その課題に対応したサービスを提供していくためには、職員一人ひとりが専門性を高め、資質向上の不断の努力が求められている。にじが丘荘では、カンファレンス等の場を活用したOJTの実施や各種研修の場へ職員を積極的に参加させ、専門性の向上に努めた。また、新規採用職員については他施設に派遣し、実態調査を実施した。

2 平成 26 年度の重点項目に対する取り組み

平成 26 年度の事業運営に当たり、次の重点項目に留意しつつ、法人及びにじが丘荘の運営に当たった。

(1) 法人運営

法人は、平成 26 事業年度開始前に、事業計画、収支予算書等を行政庁に提出した。6 月には平成 26 年度の事業報告、財産目録等定期提出書類を、法令に則り行政庁に提出するとともに、事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合、市民に対する開示を行う体制を整えた。

(2) にじが丘荘運営

① 組織的な取り組みの推進

にじが丘荘利用者に対して、荘長、担当職員だけでなく、心理療法担当職員も可能な限り参加を求め、支援に当たる職員全員で合議して自立支援計画を策定するとともに、入所から退所後のアフターケアまで、具体的な支援について組織的な対応を図った。

小学 3 年以上の学童について、子どもの自立支援計画を策定し、計画に基づく支援を行った。平成 26 年度は 25 年度の評価の上に改めて取り組みを進めてきた。

② カウンセリングの推進体制の強化

DV 被害や虐待を受けた子ども達の心的外傷に対しては、精神科に受診し投薬治療を受けるだけでは十分でない。心的外傷に対するケアを図るため、カウンセリング導入前の会議による必要性の検討、利用者の心構えの醸成、職員とカウンセラーの情報交換の場の設定等により、効果的なカウンセリングが出来るように努めた。

③ 市外からの利用者の実績の確保

広域入所促進事業の制度の趣旨を踏まえ、夫等の暴力から避難し保護が必要な母子の受け入れを行った。本年度は、3 世帯の新規受け入れを実施した。

④ 利用者の負担金の適正な管理

利用者の光熱水費等負担金については、速やかな収入手続をとり、金融機関に預け入れることを徹底する措置を継続した。

⑤ 緊急一時保護の実施

名古屋市緊急一時保護事業実施要綱、同要領に基づき緊急に保護を必要とする母子等の受け入れを実施し、必要な援護と相談・指導を実施した。

⑥ 第三者評価の受審

にじが丘荘としては、第三者評価の機会を積極的に利用者処遇の充実を図り、職員の専門性を向上させる契機とするというもう一つの視点から、25 年度に初めて第三者評価を受審した。にじが丘荘は、

これまでも利用者に対する丁寧な支援をモットーとして施設運営に当たってきたが、評価調査者による利用者の聞き取りの中でも「職員は親切で話しやすい」と評価されたところである。

第三者評価は3年以内に一度の受信が義務付けられている。受信をしない年度も受信時と同様に自己評価結果表を使用し、施設内で自己評価して行くことが義務付けられており、施設でまとめた結果を監督庁に報告している。26年度の自己評価ではあるが、25年度の第三者評価を受け職員一同反省・研鑽の結果、評価bからaに13項目、またcからbに5項目がアップしたと判断した。今後も更なる改善努力を重ね利用者サービスの向上に取り組むものである。

⑦ 権利擁護と権利侵害への対応

にじが丘荘が行う支援については、必ず事前に説明し、できるだけ母親と子どもが主体的に決定できるよう支援している。

いかなる場合についても、職員は言うまでもなく、母親や子どもによる暴力や脅かし、人格的辱めなど不適切な関わりを起こさないように権利侵害を防止することは児童福祉施設としての当然の義務である。平成25年度には、職員就業規則を改正し体罰の禁止や権利侵害の防止を明記する措置をとり、職員には真摯なる支援を義務付けた。なお、児童虐待対応マニュアルを策定するとともに、マニュアル中に児童虐待チェックリストを加え、児童虐待防止に活用できるようにした。

III 事業実績

当法人が管理運営にあたる母子生活支援施設「にじが丘荘」については、平成26年度上半期の8月には一時30世帯にまで増えたが同月後半には退所が相次ぎ26世帯にまで減少した。その後も退所は続き、下半期に入った11月には23世帯まで減少した。その後も入退所はあるが、入所が若干上回り、最終的に例年の年度末に近い数字となった。具体的には、定員31世帯（緊急一時保護用の2世帯分を加えれば33世帯）に対し、4月当初の入所世帯は26世帯、一方で3月末日は28世帯であった。31世帯に対する年度当初の入所率90.3%、年度末日は、87.0%であった。例年退所世帯の大半が公営住宅への当選によるものであったが、今年度は公営住宅当選による退所が7世帯、県外の実家近くへの退所が3世帯、民間住宅への退所が1世帯。以上の方々は当初の問題が解決しての退所であったが、残り3世帯は施設内で問題を起こしてしまったり、多世帯へ悪影響を及ぼしてしまっている世帯で、当施設の支援を拒否したり、また支援が及ばないために措置権者との協議を経て退所となった世帯である。

・ 入所者の状況（過去3事業年度）

事業年度	入所	内 DV	退所	内 DV	年度末世帯数	内 DV	内生保	内病気療養	内広域
平成24年度	15	12	16	8	26世帯	17	24	5	9
平成25年度	16	12	14	10	28世帯	19	23	3	7
平成26年度	13	12	14	11	27世帯	20	21	2	6

・ 緊急一時保護の状況

緊急一時事業年度	受入世帯	内 DV	満室等で断った、もしくはキャンセルしてきた世帯	利用人員	延利用日数	平均利用日数
平成 24 年度	2 9	2 4	2 6 世帯	6 4	4 9 4	1 7
平成 25 年度	3 3	2 1	4 7 世帯	6 5	5 2 3	1 6
平成 26 年度	2 2	1 7	2 6 世帯	5 9	3 8 4	1 7

(1) 母親に対する支援

「生活」の場で支援を展開していることを念頭に置き、利用者一人ひとりの自立に向けて、利用者の力をエンパワーメントするような支援を心掛け、下記の取り組みを進めた。

1 自立支援計画の策定・自立のための支援

母子生活支援施設は母子の自立のための施設である。入所時面接の際には自立に向けての意思確認を行い、おおよその将来方向を定め、当面の必要な援助を行い、概ね1か月後、援助の過程で明確になった課題に対して、母子等の意見・意向も踏まえ、福祉事務所等関係機関の意見も参考に、個人懇談会を設定して自立支援計画を策定した。

継続して利用している母子等については年1回、個人懇談会を開催し、それまでの課題に対する取り組みを評価し、積み残した課題や新たな課題に対する自立支援計画を職員全員で合議の上策定し、課題解決への取り組みを行った。

母子等が生活者として自らを律していける「生きる力」が身に付くよう、こうした継続的な支援を実施している。

2 経済的支援

入所時に全く所持金がない者、殆どない者については、生活保護等の制度により一時的に生活できるよう関係行政機関に協力の依頼を実施した。

また、金銭管理については、金銭管理マニュアルに則り、対象者、金銭管理方法等を検討し、必要なケースは進学積立金等の積み立てを支援した。

児童扶養手当、遺児手当の受給、母子医療（ひとり親家庭医療助成）、乳幼児医療制度等の利用手続き、必要な場合は離婚調停、裁判離婚手続きの支援を行った。

3 離婚等の支援

離婚後の生活など課題解決に向けて、適切な情報提供を行い、自己決定できるよう支援している。法的問題については、法テラスを活用し弁護士に依頼して、離婚調停、裁判手続き等による離婚、子どもの親権取得、面会交流の内容、養育費取得など課題解決できるよう支援を行った。

4 就業支援

ハローワーク情報、新聞・折込広告、就職情報誌、タウン誌などからの各種情報、企業・事業主等からの情報収集に努め、入所者に適宜情報提供して就労支援を図った。時に、ハローワークへの

同行支援を行った。

5 住宅入居支援

公営住宅等への入居支援を実施した。

6 DV被害者の保護

DV被害を受けた母子について、必要な場合にはDV防止法に基づく保護命令の取得、ストーカー行為規制法に基づく禁止命令の申出等を行い、被害者保護に対応するとともに、施設内での仮名使用、住所を知られないよう措置するなど保護に努めた。

7 その他の支援

精神的不安を抱えたケース、外国籍のケース、虐待の恐れのあるケースなど個別対応が必要なケースについては、個々の課題に応じた支援を心掛けた。また、母子支援員等による課題に対応した各種の相談・支援を実施した。

(2) 子どもへの支援

子ども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、信頼関係づくりを進めていくことがにじが丘荘の子どもに対する基本的な支援である。子どもたちと一緒に過ごすことを大切にしながら、どの子にも自分が大切にされているとの思いが伝わるよう、声掛けと丁寧な応対に努めている。

1 子どもの自立支援計画の策定

小学3年生以上の学童を対象に心身の状況や生活状況を正確に把握するため、アセスメントを行い、個々の課題を明らかにし、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的支援内容・方法を定め、支援を行った。その際、自立支援計画は、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものにし、定期的な実施状況の評価の直しを行った。

平成26年度は、25年度の評価と反省に立ち、実施方法を見直し取り組んだ。

2 子どもの健全育成

乳幼児については、入所と同時に、にじが丘保育園への入所依頼を行っているが、にじが丘保育園が受け入れ不可の場合、ほかに入所可能な保育園を探して、就労支援の一助、乳幼児の発達保障の一助とした。

学齢児については、学校及び関係行政機関等と連携して就学を支援する。下校後、長期の学校の休み期間等の児童の健全育成を図った。

3 学習や進路、悩み等の相談支援

子ども達が社会生活を送るために必要とされる最低限の学力の獲得を目標に、学習の遅れを少しでも取り戻せるよう学習ボランティアの協力も得ながら学童の学習支援を実施した。学習支援については、①学習の習慣化、②分からないことを質問できるようにする、③達成経験の増進を目的に

支援しているが、学童は基礎的な学力が不十分な者が多く、引き続き大きな課題となっている。

家庭と施設の役割分担、学習ボランティアの関わり等検討するとともに、子ども支援マニュアルや学習ボランティア受入マニュアルを整備した。

4 子どもの権利擁護

子どもと個別に係わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を持てるようにし、暴力によらないコミュニケーションを用いる大人のモデルを職員が示す支援を実施している。医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報交換を行いながら、より適切な支援を行うよう努めている。被虐待児童に対しては、必要に応じて心理判定、児童精神科医との相談など児童相談所機能を活用した。

(3) 母子等の心理的ケア

入所してくる母等の多くは、肉体的にも精神的にも疲れ切って入所してくる。精神科症状が出てそれに振り回される者、過去のDV経験などからフラッシュバックで眠れない者、そこまではいかないが誰かに自分の気持ちを聞いてほしい者など様々な困難な状態に置かれている。また、子どもたちも発達障害を抱える者、愛着障害から問題行動を起こし、自分でもどうしてよいか、わからないというケースがある。近年、発達障害と診断される子どもも非常に増加している。

これらの対応として、精神科病院・クリニックへの受診による治療のほか、それとは別に、心理療法や個別相談を設定し、心理的なケアを実施している。

(具体的な支援)

1 心理療法等

心理療法（カウンセリング）を行うことのできる専門家である心理療法嘱託員2名を雇用し、週4日5単位で、母子24人に対し、夫からの暴力を受けた母子、発達障害の子ども等カウンセリングが必要な者に継続的な心理療法、検査等を実施した。

内容	心理療法	心理検査	生活場面面接	職員への助言	会議への出席	合計
回数	385	2	152	1	52	592

対象母子の年齢、主訴別

	身体的暴力又は身体的虐待	経済的暴力又は保護の怠慢拒否	性的暴力又は性的虐待	心理的暴力又は心理的虐待	ひきこもり	その他	合計
就学前児童	1						1
小学生	1	2		6		1	10
中学生	1	0		1			2
上記以外児童							

母親	4	0		4			8
計	7	2		11		1	21

2 個別相談

母子等の抱える複雑多岐に亘る問題に対応を図った。生活上の様々な問題に対して、母子支援員、少年指導員等による個別相談を定期又は随時行うほか、被虐待児個別対応職員による原則週回の被虐待児及び母親への随時のケアを実施した。

また、子どもの教育、進学、子どもの病気、母の就労、離婚、養育費、債務処理、裁判関係書類作成、確定申告、所得証明、児童扶養手当、外国人滞在許可期間の更新、外人登録、パスポートの取得、生活保護必要書類の作成等の幅広い相談に応じた。

なお、これらの個別相談に当たっては、利用者のプライバシーに配慮しつつ、心理的負担を軽減するようにした。

(4) 退所者のアフターケア

退所時には、退所後も相談があれば相談に乗っていくことを伝えており、本年度も相当数の相談を受けた。本年度より退所者の自立支援計画を実施し、アフターケアの充実を図ることで自立への不安感の軽減を図った。アフターケアに関しては、職員の負担増につながるためどこまで取り組むべきか、平等の観点からもマニュアルとして整備してしまうとできなくなることが多くなるため、今しばらく検討を重ねていき整備していく。

(具体的な支援)

1 業務相談

知的障害者、身体障害者、家計管理能力に欠ける者の家計管理の相談・実施。

精神不安定・情緒不安定な者に対する相談、母子関係の調整

子育て相談（育児、しつけ）、進学相談、子どもの就労相談

復縁、再婚、離婚など新たな家族関係に対する相談

2 安否確認

例年のように、にじが丘荘で行う「もちつき大会」に、年度を5年前迄さかのぼり退所者に招待状を送った。平成26年11月16日（日）に、にじが丘荘保育園園庭で実施した「もちつき大会」は、入所者、退所者だけでなく地域子ども会、にじが丘保育園を中心にした招待者も含め429名参加した。内59名が退所者で、在籍利用者は68名中63名の参加であった。

(5) 入所者からの苦情、意見等の把握と対応

入所した母子等からの苦情、意見等については、にじが丘荘では次のような対応を図った。

1 組長連絡会

毎月交代で行う組長連絡会では、組長を通じて利用者の苦情、意見等を出して貰っており、対応を図った。

2 自治会懇談会

基本的に全員参加の自治会懇談会を年3回開催した。懇談会では、苦情、意見等を自由に出してもらい必要な対応を図った。なお、幼児は職員による保育を実施し、懇談会参加を保障した。

3 事務所へ個別に持ち込まれる苦情、意見等

その都度、話をよく聞き、原因を究明し、真摯に対応した。

4 苦情等解決制度

「公益財団法人名古屋市千種母子協会要望等解決委員会規約」に基づき「名古屋市にじが丘荘要望等解決実施要綱」を定めており、これに基づき入所者からの苦情を適切に解決し、福祉サービスの質の向上に努めることとしているが、平成26年度は、具体的ケースはなかった。

(6) 情報管理及び情報公開

入所者の個人情報及びにじが丘荘の管理運営に伴う取得情報の取り扱い並びに情報公開については、次のような対応を図った。

1 個人情報の保護

個人情報の保護については「個人情報に関する基本方針」「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会個人情報保護規程」に基づき対応することを基本としている。

職員はもとより、実習生、ボランティアへも周知・徹底を図った。個人に関わる情報記録の保管・管理についても、注意して管理を行った。

2 情報公開

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会情報公開規程」に基づき、情報公開することとしているが、平成26年度も文書等公開申出がなかった。

(7) 事故・災害等への対策及び対応

事故・災害等への対策及び対応については、次のような対応を図ることとしている。なお、火災・地震発生時の対応、不審者侵入時の対応、病人発生時・AEDの使用について規定した「緊急時の対応について」マニュアルを整備している。

1 事故・災害等への対策の基本的考え方

入所者全員参加を基本とする避難・初期消火訓練を毎月実施した。26年度も炊き出し訓練を実施した。年3回実施した自治会懇談会でも事故・災害等の対応を周知した。

職員体制の確保、関係機関への連絡、備蓄品の適正量の確保等については「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」、名古屋市にじが丘保育園との間で締結する「統括消防計画」等に基づき適正な対応を図った。なお、消防法の改正により当荘のような複合用途建物を使用する場合、統括防火管理者の選任が平成26年4月1日から義務付けられたため、にじが丘保育園との間で「全体について

の防火管理に関する消防計画」及び「共同防火管理協議事項」を策定し、消防署へ届出がしてある。

2 日常的な安全管理

職員は日常業務を通じ、施設を見守り、合わせて危険個所をその都度確認し、修繕等を実施している。廊下など避難路に物が置いてある等の場合は、入所者に説明し対処した。

3 緊急時対応

火災、地震、その他の災害時には、前述の「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」、名古屋市にじが丘保育園との間で締結する「統括消防計画」等に基づき対応することを基本に対応するよう徹底した。

(8) 施設管理の実施

施設の保守管理と修繕について、次のとおり対応した。

1 施設保守管理

居室は、年 3 回定期的に、排水管状況、防災面、衛生面、その他居住環境の点検を実施した。不具合等の箇所は修繕・改善を実施した。

施設の老朽化が進んでいるため、大規模修繕が必要となった場合は、名古屋市と協議の上「協定書」に基づき補修を実施することとしている。

2 会計管理

名古屋市との間で締結する「母子生活支援施設名古屋市にじが丘荘の管理業務に関する基本協定書」に基づく「業務仕様書」に経理帳票類の整備について定めているほか、会計については、公益法人会計基準（新基準）及び「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会経理規程」に基づき、実施した。

(9) 入所状況、法人事業実績、にじが丘荘事業実績

1 入所状況

「名古屋市にじが丘荘の入所の状況（平成 26 年度）」のとおりに

2 法人事業報告

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会平成 26 年度事業報告」のとおりに

3 にじが丘荘事業報告

「名古屋市にじが丘荘事業報告（平成 26 年度）」のとおりに

名古屋市にじが丘荘の入所状況について（平成 26 年度）

1 平成 26 年度の入所者数推移（各月 1 日）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
28	26	27	27	29	26	23	23	25	25	25	25

2 主たる入所理由

死別	離婚	夫などの暴力	児童虐待	入所前の家庭環境の不適切	住宅事情	経済事情	その他	合計
0	0	49.6%	0.9%	8.3%	22.2%	11.2%	7.9%	100.0%
0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (74.1%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	5 (18.5%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	27 (100.0%)

注：上段は全国母子生活支援施設実態調査（平成 22 年度）による。ただし、死別、離婚はその他に計上
下段は、にじが丘荘の平成 27 年 3 月 31 日現在の状況

3 世帯人員別

（単位：世帯）

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	合計
9	14	3	1	0	27

注：にじが丘荘の平成 27 年 3 月 31 日現在の状況

4 母親の年齢別

（単位：人）

～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～	合計
45 (1.1%)	267 (6.6%)	587 (14.4%)	852 (21.0%)	979 (24.1%)	825 (20.3%)	357 (8.8%)	151 (3.7%)	4,063 (100.0%)
0 (0.0%)	1 (3.7%)	3 (11.1%)	7 (25.9%)	6 (22.2%)	9 (33.4%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	27 (100.0%)

注：上段は全国母子生活支援施設実態調査による。平成 23 年 3 月 1 日現在

下段は、にじが丘荘の平成 27 年 3 月 31 日現在の状況

5 在所期間別

6月未満	6月～ 1年未満	1年～ 2年未満	2年～ 3年未満	3年～ 4年未満	4年～ 5年未満	5年～ 10年未満	10年 以上	合計
337 (18.5%)	282 (15.6%)	436 (24.1%)	321 (17.7%)	135 (7.5%)	101 (5.6%)	160 (8.8%)	40 (2.2%)	1,812 (100.0%)
9 (33.4%)	2 (7.4%)	10 (37.0%)	4 (14.8%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	27 (100.0%)

注：上段は全国母子生活支援施設実態調査による。平成23年3月1日現在

下段は、にじが丘荘の平成27年3月31日現在の状況

6 入退所実績の年度別推移

区 分	入所世帯数	退所世帯数	年度末在所世帯数	平均入所月数
平成24年度	15世帯	16世帯	26世帯	2年2月
平成25年度	16世帯	14世帯	28世帯	1年9月
平成26年度	13世帯	14世帯	27世帯	1年4ヶ月

注：平均入所月数は、各年度3月31日現在

7 就労職種別

(単位：人)

事務員	工員	雑役婦	炊事婦	介護職	歯科助手	店員	その他	小計	無職	合計
1	3	4	3	6	0	2	2	21	6	27

注：にじが丘荘の平成27年3月31日現在の状況

注2：無職4人の中に、職業訓練中の1人を含む。

8 生活保護受給別

(単位：世帯)

保護世帯	非保護世帯	合計
21	6	27

注：にじが丘荘の平成27年3月31日現在の状況

9 母の国籍別

(単位：人)

日本	中国	韓国・北朝鮮	フィリピン	ブラジル	ウクライナ	合計
16	1	1	7	1	1	27

注：にじが丘荘の平成27年3月31日現在の状況

10 措置機関別

(単位：世帯)

千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	小計
1	0	5	0	1	0	0	2	0	8	0	1	0	2	1	0	21

広域入所			合計
県外	県内	小計	
2	4	6	27

注：にじが丘荘の平成27年3月31日現在の状況

11 入所児童の状況

(単位：人)

就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生以上	合計
33	9	5	3	0	50

注：にじが丘荘の平成27年3月31日現在の状況

公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 平成26年度事業報告

平成26年4月1日～平成27年3月31日

事業名	実施月 日	開催場所等	事 業 内 容
監事監査	平成26年5月 13日(火)	にじが丘荘事務室	平成25年度決算監査
理事会	5月16日(金) 午後4時25分 から	千種区役所第1会 議室	① 平成25年度の事業報告及び決算(案)について ② 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項について ③ 相談役の委嘱について 【報告事項】 ① 代表理事(会長)の職務の執行の状況の報告
評議員会	5月26日(月) 午後4時00分 から	千種区役所講堂	① 平成25年度の事業報告及び決算案について ② 理事の選任について ③ 評議員の一部改選について 【報告事項】 ① 相談役の委嘱について
理事会	5月26日(月) 午後4時50分 から	千種区役所講堂	代表理事(会長)の選定について
時間外労働・休日労働・変形労働時間制に関する協定届	12月1日(月)	名古屋東労働基準 監督署	時間外労働・休日労働・変形労働時間制に関する協定届
名古屋市社会福祉施設指導監査	平成26年11 月 19日(水)	にじが丘荘	文書にて是正又は改善すべき指摘なし
愛知県公益認定審議会立入検査	平成26年12 月11日(木)	にじが丘荘	運営組織及び事業活動は概ね良好と認められる
理事会	3月9日(月)午 後2時から	千種区役所第1会 議室	① 平成27年度事業計画及び予算(案)について ② 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」の中・長期計画(案) ③ 職員の懲戒処分の基準(案)

			<ul style="list-style-type: none"> ④ 職員就業規則の一部改正（案） ⑤ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項について ⑥ 事務局長の選任について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 代表理事（会長）の職務の執行の状況の報告
評議員会	3月20日（木） 午後4時20分から	千種区役所講堂	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成27年度事業計画及び予算（案）について ② 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」の中・長期計画（案） <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務局長の選任について

名古屋市にじが丘荘事業報告（平成26年）

行事名	実施月日	場所	参加人数	行事内容
学童お楽しみ会	4月26日	荘内娯楽室	20名	粘土消しゴム
母の日プレゼント工作	5月1日～ 5月10日	荘内事務所 娯楽室	49名	オープン粘土でキーホルダー作り(学童) 小物入れと写真立て(乳幼児)
学童お楽しみ会	5月10日	にじが丘公園グラウンド	20名	ドッチボール・どろけい
親子レクリエーション	5月17日	竹島海岸 デンパーク	38名	バス貸切、潮干狩り、 デンパーク内自由行動
春季健康診断	6月9日～ 6月21日	児童：集会室にて12日 母親：木村病院	全員	医師による問診、検尿 問診、血圧、採血、検尿、X線
学童お楽しみ会	6月21日	荘内集会室	27名	プラ板工作でキーホルダー作り
学童七夕会	7月5日	市科学館	20名	科学館・プラネタリウム見学
学童夏休み計画会	7月16日	荘内集会室	29名	夏休みの行事、生活などの説明
学童海の家招待	7月23日 ～24日	篠島海水浴場	14名	一泊二日にて民宿に宿泊 海水浴を楽しむ
学童プール水泳教室	7月29日	千種スポーツセンター	21名	室内プール、貸出ビート板あり
親子海水浴	8月1日	小野浦海水浴場	46名	貸切バス、民宿を利用、親子で海水浴
学童昼食会	8月7日	荘内集会室	27名	カレーライス作り
学童キャンプ	8月16日 ～18日	愛知県民の森 キャンプ場	47名	テント就寝、自然の中で過ごす
学童昼食会	8月26日	荘内集会室	22名	ぎょうざ作り
学童プール水泳教室	8月12日	千種スポーツセンター	18名	室内プール 貸出ビート板あり
学童夏休み反省会	8月29日	荘内集会室	21名	夏休みの反省を話し合う
学童お誕生日会	9月20日	荘内集会室	25名	たこやき作り
学童お楽しみ会	10月18日	愛知県児童総合センター	18名	愛知県児童総合センター内のアスレチック等で 遊ぶ
秋季健康診断	11月10日 ～22日	児童：集会室にて11/6 母親：木村病院	全員	医師による問診、検尿 医師による問診、血圧、検尿、
にじが丘荘 もちつき大会	11月16日	にじが丘保育園園庭	429名	子ども会、保育園を中心に招待状を 配布、地域交流を深める
学童お誕生日会	11月29日	荘内娯楽室	15名	工作：ぶんぶんごま・紙ヘリコプター作り おやつ：ふかしいも(雨天プログラム)
荘内大掃除	12月13日 12月7日	学童：娯楽室、集会室 母親：共用部分	14名 25名	各自雑巾を持ってとりくむ 母はくじ引きをして決める 幼児は保育
学童クリスマス会	12月24日	荘内集会室	23名	子どもたちによる出し物 ゲーム プレゼント配布

学童かきぞめ会	1月6日	荘内娯楽室	15名	冬休みの課題に取り組む
学童お誕生日会	1月7日	荘内娯楽室、にじが丘公園	19名	凧作り凧揚げ
鏡開き、ぜんざい会	1月9日	荘内集会室	27名	集会室にて会食後、配布
学童節分会	1月31日	荘内集会室	17名	恵方巻作り
学童ひなまつり会	2月28日	荘内集会室	20名	ホットケーキ作り
学童映画会	3月26日	名駅ピカデリー	33名	映画ドラえもん鑑賞
組長連絡会	毎月実施	荘内事務所	各階の組長(当月・翌月)6名と母子支援員で話し合い	
避難初期消火訓練	毎月実施	主に荘庭	地震や火災を想定して全員を対象に訓練する	
自治会懇談会	年間3回	荘内集会室	母親全員参加での話し合い 幼児は保育	
居室点検	年間3回	各居室	配水管状況 防災建具などの点検	
個人懇談会	年間1回	事務所	個別に母親と荘長・母子支援員との話し合い	
学童の母親と少年 指導員との懇談会	年間3回	荘内集会室	学童の母親と少年指導員の話し合い(7月・3月) 新1年生の母親を対象にした話し合い(3月)	
招待行事	随時	各所	ミュージカル・海洋教室など	
その他	体重測定(児童を対象・年間2回)・ゴキブリ駆除(全居室対象・年間1回)			